

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	4
○ 北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	5
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	8
○ 北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例【消防局総務部総務課】	1 3
○ 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例【消防局警防部警防課】	1 4
○ 北九州市奨学資金条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学務部学事課】	1 6
◇ 告 示	
○ 介護老人福祉施設の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	1 7
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】	1 8
○ 道路位置の指定【建築都市局指導部建築審査課】	2 1
◇ 交 通 局	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】	2 2
○ 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】	2 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査に係る手数料を新設することにした。

この条例は、平成２８年１０月１１日から施行することにした。

◇北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州スタジアムの使用料を定めることにした。

この条例は、規則で定める日から施行することにした。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

１ 地区計画の変更に伴い、次の区域に関する規定を改めることにした。

（１） 北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域

（２） 北九州学術研究都市北部地区地区整備計画区域

２ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにした。

３ その他必要な規定の整備を行うことにした。

この条例は、平成２８年１０月１１日から施行することにした。

◇北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

平成２８年１０月２１日から規則で定める日までの間、消防署の建替えのため北九州市門司消防署の位置を北九州市門司区不老町一丁目１番３号とすることにした。

この条例は、平成２８年１０月２１日から施行することにした。

◇北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

消防団員の定年を年齢 63 年に引き上げることになりました。

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することになりました。

◇北九州市奨学資金条例の一部を改正する条例

1 奨学金の貸付けの対象となる専修学校の範囲を拡充することになりました。

2 奨学金の返還に係る遅延金の算定割合を見直すことになりました。

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することになりました。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 41 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成 12 年北九州市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 123 号の 2 中「審査」の次に「又は同条第 2 項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 42 号

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州市スポーツ施設条例（平成 20 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の球技場・運動場の項中

球技場・運動場使用料	専用	1 回（1 時間以内）	一般	高等学校の生徒以下の者	
			800 円	600 円	

北九州スタジアム使用料	フィールド及びスタンド	専用	区分	6 時～12 時	12 時～17 時	17 時～21 時	1 フィールド及びスタンドの A 及び B の適用区分は、次のとおりとする。 （1） A は、アマチュアスポーツに使用するとき。 （2） B は、プロスポーツ又はスポーツ以外に使用するとき。 2 入場料等を徴収する場合のフィールド及びスタンドの使用料の額は、
			A	22,400 円	24,300 円	24,300 円	
			B	33,600 円	36,450 円	36,450 円	
	会議室等	会議室 1	1 時間又はその端数ごとに			1,220 円	
		会議室 2	1 時間又はその端数ごとに			5,220 円	
		会議室 3	1 時間又はその端数ごとに			940 円	
		会議室 4	1 時間又はその端数ごとに			860 円	
		会議室 5	1 時間又はその端数ごとに			2,450 円	

会議室 6	1 時間又はその端数ごとに	1,120 円
会議室 7	1 時間又はその端数ごとに	1,600 円
ウォームアップエリア 1	1 時間又はその端数ごとに	1,990 円
ウォームアップエリア 2	1 時間又はその端数ごとに	1,990 円
特別会議室 1	1 時間又はその端数ごとに	2,180 円
特別会議室 2	1 時間又はその端数ごとに	3,130 円
特別会議室 3	1 時間又はその端数ごとに	3,280 円
特別会議室 4	1 時間又はその端数ごとに	4,820 円
特別会議室 5	1 時間又はその端数ごとに	2,560 円
特別会議室 6	1 時間又はその端数ごとに	3,200 円
特別会議室 7	1 時間又はその端数ごとに	1,560 円
特別会議室 8	1 時間又はその端数ごとに	1,560 円
特別会議室 9	1 時間又はその端数ごとに	2,380 円

次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) A 入場料等の総収入額に 100 分の 4 を乗じて得た額（当該額が規定使用料の額の 15 割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の 15 割に相当する額）

(2) B 規定使用料の額の 30 割に相当する額に、入場料等の総収入額に 100 分の 4 を乗じて得た額を加えて得た額

3 フィールド及びスタンドの規定時間区分以外の部分の使用料の額は、1 時間又はその端数ごとに 17 時～21 時に係る規定使用料の額（前項の規定の適用がある場合にあつては

に

					、同項の規定により算定した使用料の額) の1時間当たりの額とする。 4 フィールド及びスタンドの使用料の区分Bで、入場料等を徴収する場合の使用料の額には、会議室等の使用料を含むものとする。
その他の球技場・運動場使用料	専用	1回(1時間以内)	一般	高等学校の生徒以下の者	
			800 円	600 円	

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 43 号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年北九州市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の吉志北地区地区整備計画区域の項、泉台地区地区整備計画区域の低層住宅地区の項、上葛原西地区地区整備計画区域の流通業務 A 地区の項、上葛原西地区地区整備計画区域の流通業務 B 地区の項、上葛原西地区地区整備計画区域の住宅地区の項及び上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務 A 地区の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表の上葛原東地区地区整備計画区域の沿道地区の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に、「第 2 条第 1 項第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、同表の上葛原東地区地区整備計画区域の住宅地区の項、北九州臨空産業団地地区整備計画区域の生産流通地区の項、北九州臨空産業団地西地区地区整備計画区域の産業団地地区の項、北九州臨空産業団地西地区地区整備計画区域の利便施設地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活 A 地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活 B 地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活 C 地区の項、舞ヶ丘地区地区整備計画区域の産業施設地区の項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区の項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の沿道地区の項、青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域の研究開発・福祉関連施設地区の項、乙丸地区地区整備計画区域の利便施設地区の項及び乙丸地区地区整備計画区域の沿道地区の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表の北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の項中

教育施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 前号の建築物に付属するもの				外壁等の面から道路境界線までの距離（地区整備計画区域の境界である道路の部分に限る。）	10メートル				
					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められているその他の道路境界線までの距離	5メートル				

を

教育施設・住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で令第130条の3に掲げる用途を兼ねるもの (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助の用に供するもの (7) 前各号の建築物に付属するもの				200平方メートル (巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から市道光貞台15号線若しくは市道光貞台33号線の道路境界線又は地区整備計画区域の境界である隣地境界線までの距離	10メートル	(1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で令第130条の3に掲げる用途を兼ねるもの (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (5) 自動車車庫 (6) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	10メートル ただし、平成28年6月17日において現に存する建築物（その高さが10メートルを超えるものに限る。）で、同日における当該建築物の敷地内において、増築、改築、修繕又は模様替を行うものにあつては、当該建築物の同日における高さとする。			
						外壁等の面から市道折尾頓田線若しくは市道塩屋77号線の道路境界線又は北九州市立ひびきの南一丁目公園の公園境界線までの距離	5.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 自動車車庫 (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの				
						外壁等の面からその他の道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル					

に

改め、同表の北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の利便施設地区の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表の北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の項中

研究・文化・利便施設A地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（研究施設の業務に従事する者の居住の用に供するものに限る。） (2) 研修所又は研究所 (3) 共同住宅（研究	10分の4. 4（店舗、飲食店その他これらに類する用途に			200平方メートル (巡査派出所、公衆電話所その他これら	外壁等の面から道路境界線までの距離	10メートル					
---------------	--	---------------------------------	--	--	---------------------------------	-------------------	--------	--	--	--	--	--

	途を兼ねるもの（物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (8) 診療所 (9) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (10) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設で物品販売業を営む店舗の用途を兼ねるもの（物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (11) 店舗（物品販売業を営むものを除く。）、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (12) 事務所 (13) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (14) 前各号の建築物に付属するもの								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

研究・文化・利便施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 研修所又は研究所 (2) 図書館その他これに類するもの (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助の用に供するもの (5) 幼稚園又は保育所 (6) 公衆浴場 (7) 診療所 (8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (10) 事務所 (11) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (12) 危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物（第一石油類（消防法（昭和23年法			200平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	10メートル	20メートル		
--------------	--	--	--	-----------	-------------------	--------	--------	--	--

に

律第186号)別表第 1の備考12に規定す る第一石油類をいう。)及び第二石油類(同 表の備考14に規定す る第二石油類をいう。)を貯蔵する地下貯蔵 槽に限る。) (13) 前各号の建築 物に付属するもの									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改め、同表の北九州学術研究都市北部地区地区整備計画区域の病院施設地区の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表の北九州学術研究都市北部地区地区整備計画区域の大学・関連施設地区の項ア欄中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの

別表第2の南二島四丁目地区地区整備計画区域の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅A地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅B地区の項、東田西部地区地区整備計画区域の中心業務地区の項、東田中央地区地区整備計画区域の中心商業業務地区の項、東田中央地区地区整備計画区域の商業業務地区の項、東田中央地区地区整備計画区域の文化施設地区の項、東田中央地区地区整備計画区域の沿道施設地区の項、東田中央地区地区整備計画区域の業務施設地区の項、泉ヶ浦二丁目地区地区整備計画区域の住宅地区の項、上の原地区地区整備計画区域の住宅専用地区の項、上の原地区地区整備計画区域の住宅地区の項及び北九州テクノパーク八幡西地区地区整備計画区域の頭脳型産業地区の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表の黒崎駅前地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同表の木屋瀬東部地区地区整備計画区域の沿道施設B地区の項中「第2条第1項第5号又は第6号」を「第2条第1項第2号又は第3号」に改め、同表の木屋瀬東部地区地区整備計画区域の生活利便施設地区の項及び西折尾町地区地区整備計画区域の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表の曲里地区地区整備計画区域の項中「別表第2(ち)項第3号」を「別表第2(ち)項第2号」に改め、「(ダンスホールに類するものを除く。)」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 44 号

北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 43 年北九州市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の 1 項を加える。

（門司消防署の位置に関する特例）

- 2 平成 28 年 10 月 21 日から規則で定める日までの間は、別表の北九州市門司消防署の項中「北九州市門司区大里東一丁目 4 番 10 号」とあるのは、「北九州市門司区不老町一丁目 1 番 3 号」とする。

付 則

この条例は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 45 号

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和 40 年北九州市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

（１） 年齢 18 年以上の者

第 4 条の見出し中「役付消防団員」を「班長以上の階級にある消防団員」に、「および」を「及び」に改め、同条第 1 項中「役付消防団員」を「班長以上の階級にある消防団員（以下「役付消防団員」という。）」に改める。

第 5 条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第 3 号中「第 9 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同項第 2 号中「または」を「又は」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「第 3 条各号」を「第 3 条第 2 号」に改め、同項第 2 号中「または」を「又は」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条中「もしくは」を「又は」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条中「もらして」を「漏らして」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（定年）

第 9 条 消防団員の定年は、年齢 63 年とする。ただし、役付消防団員につい

ては、この限りでない。

- 2 消防団員は、定年に達した日の属する月の末日に退職する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に年齢 60 年に達する消防団員について適用し、同日前に年齢 60 年に達した消防団員については、なお従前の例による。

北九州市奨学資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 46 号

北九州市奨学資金条例の一部を改正する条例

北九州市奨学資金条例（昭和 39 年北九州市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「大学（大学院を含む。）」の次に「若しくは専修学校の専門課程」を、「専修学校」の次に「の高等課程」を加え、同条第 2 項を削る。

第 10 条第 1 項中「10 パーセント」を「5 パーセント」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 10 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する遅延金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する遅延金の額の計算については、なお従前の例による。

北九州市告示第 4 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、法第 9 3 条及び介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 5 条の 2 の規定により次のように告示する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

介護老人福祉施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 1 0 2 7 8 7	特別養護老人ホーム 陽光園ユニット	北九州市門司区 大字田野浦 1 0 2 4 番地 6	社会福祉法人 陽光会	平成 2 8 年 1 0 月 1 日

北九州市公告第 7 3 4 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

（１） 特定役務の名称及び数量

市民センター事務用パソコン等借入れ及び保守 一式

（２） 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 契約締結日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで（契約締結の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いは平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日までの 6 0 箇月とする。）

（４） 履行場所 北九州市内の市民センター及び市民サブセンター（1 3 3 館）

（５） 入札方法 総価（機器借入料及び保守料の合計額）により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成28年11月2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

（１） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

イ 日時 公告の日から平成28年11月25日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（２） 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成28年11月2日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成28年11月2日の午後5時までに必着のこと。

（４） 入札説明会 入札説明会は実施しない。

（５） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成28年11月28日午後2時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成28年11月25日午後5時までに必着のこと。

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-582-2111

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Lease and Maintenance of Computers and the related equipment for
Citizen's center

(2) Deadline of tender (in person)

2:00p.m November 28, 2016

(3) Deadline of tender (by mail)

5:00p.m November 25, 2016

(4) For further information, please contact:

Regional Development Division,
Regional and Community Development Department,
Citizen Services, Culture and Sports Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公告第 7 3 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定したので建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日 第 7 5 4 6 0 3 号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉南区石田南二丁目 2 1 番 5 号

株式会社アーバン企画 代表取締役 山本幸子

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員（m）	道路の延長（m）
北九州市小倉南区下石田 二丁目 9 5 8 番 3 及び 4	5 . 0 0	3 1 . 4 6

北九州市交通局公告第 29 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

1 調達内容

（１） 購入品目及び予定数量

軽油 14 万リットル

（２） 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 平成 28 年 12 月 1 日から同月 31 日まで

（４） 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

（５） 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量 38 万リットル 平成 28 年 11 月頃

（６） 最初の契約に係る入札公告日 平成 28 年 2 月 9 日

（７） 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約課（電話 093-582-2017）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成28年11月8日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成28年11月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成28年11月24日は、午後2時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成28年11月15日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成28年11月8日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成28年11月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成28年11月24日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和３９年北九州市交通局管理規程第５号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の１００分の５以上。
。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(３) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札

(４) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第１３条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(５) 契約書作成の要否 要

(６) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(７) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒８０８－００１７ 北九州市若松区東小石町３番１号

電話 ０９３－７７１－８４０１

6 Summary

(１) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

140,000ℓ

(２) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., November 24, 2016

(３) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., November 22, 2016

(４) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第 30 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 5 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 11 日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油 14 万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 9 月 23 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社新出光九州支店福岡エリア
福岡市博多区上呉服町 1 番 10 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 70 円 20 銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 28 年 8 月 10 日
- 8 落札方式
最低価格による。